

アメリカ合衆国の教育

1. 学校教育制度

(1) 就学前教育

幼稚園のほか保育学校などで行われ、通常3～5歳児を対象とする。

(2) 義務教育

義務教育年限は、州により9～13年と異なるが、9年又は10年とする州が多い。就学義務開始年齢は6歳とする州が最も多い。7歳又は8歳を就学義務開始年齢とする州でも実際には、ほとんど6歳からの就学が認められている。

(3) 初等中等教育

初等中等教育は合計12年であるが、その形態は①5(4)－3(4)－4制、②6－3(2)－3(4)制が主流である。従来、6－3(2)－3(4)制とともに多かった8－4制や6－6制は、近年は減少傾向にある。

(4) 高等教育

高等教育機関は総合大学、文理大学、専門大学(学部)及び短期大学の4種類に大別される。

高等教育機関の入学資格は初等中等教育課程の修了である。入学者の選抜方式は大学の種類及び性格によって異なり、無選抜(短期大学)、一定水準以上の全員入学(多くの州立大学)、選抜制(ハーバード大学などの有名私立大学)に大別される。

選抜制をとる大学では、ハイスクールの成績や履修科目、進学適性テスト(SAT)の得点のほか、小論文や推薦状、課外活動の経験、面接など多様な要素に基づいて合否判定が行われる。

2. 教育の普及状況

就学前教育の在学率(2000年)……3歳児は39%、4歳児は65%、5歳児は88%

義務教育後中等教育への進学率(1999年)……89%

高等教育への進学率(1999年)……48%(フルタイム)

3. 教育行政制度

連邦の役割は、教育に関する調査、統計、研究及びマイノリティ教育や奨学金事業等の機会均等の保障などに限定されており、基本的には教育は州の所管事項とされている。

州においては、州教育委員会が州法に基づいて公立初等中等学校の教育方針及び諸基

準を設定している。しかし、公立学校の実際的運営に関する権限の大部分は教育行政の基礎単位である学区（市町村程度の規模）に委譲している。

学区においては、学区教育委員会が公立学校の設置・維持・管理を行っている。

4. 近年の動向

（1）改革の基本的動向

1983 年連邦教育省審議会の報告書『危機に立つ国家』は、米国の教育の質の低下を指摘し、これを契機としてアメリカの教育改革が急速に進展した。そこには米国経済の衰退に対する懸念があった。更に現在は、科学技術の発展、経済状況の変化などを背景として、教育改革の必要性が強く認識されるようになっている。

（2）初等中等教育改革

1980 年代後半から、各州では、学力向上（底上げ）を最終目標として、教育内容・水準の「共通化」「基準化」と公立学校の選択制導入などの規制緩和という二つの柱から改革を推進している。1990 年代後半からは、多くの州で規制緩和とともに、各公立学校の教育成果の責任（アカウンタビリティ）を重視した政策を展開するようになっていく。ブッシュ政権も、こうした観点から 2002 年 1 月、「落ちこぼれを作らないための初等中等教育法（No Child Left Behind Act of 2001）」を制定し、各州の教育改革を支援している。教育改革の主な内容は以下のとおり。

- ①「教育スタンダード」と学力評価…各州で教育内容の基準（教育スタンダード）とこれに対応した共通学力テストを実施。各公立学校の教育成果を測定。
- ②各公立学校の教育成果（アカウンタビリティ）を重視…上記学力テストの結果等の公表のほか、報酬金や教職員入れ替え等、教育成果に応じた措置を実施。
- ③学校の裁量拡大…各公立学校単位での管理運営（School Based Management：教育活動や予算運用に関して一定の権限を付与）の導入
- ④チャーター・スクールの設置推進…親、教員などが公費により学区等との契約に基づいて運営。低学力など従来の公教育では対応が困難な児童生徒を対象に自由な教育活動が展開できる反面、成果を挙げなければ閉校される。
- ⑤学校選択の拡大…通学区域を越えた学校選択。

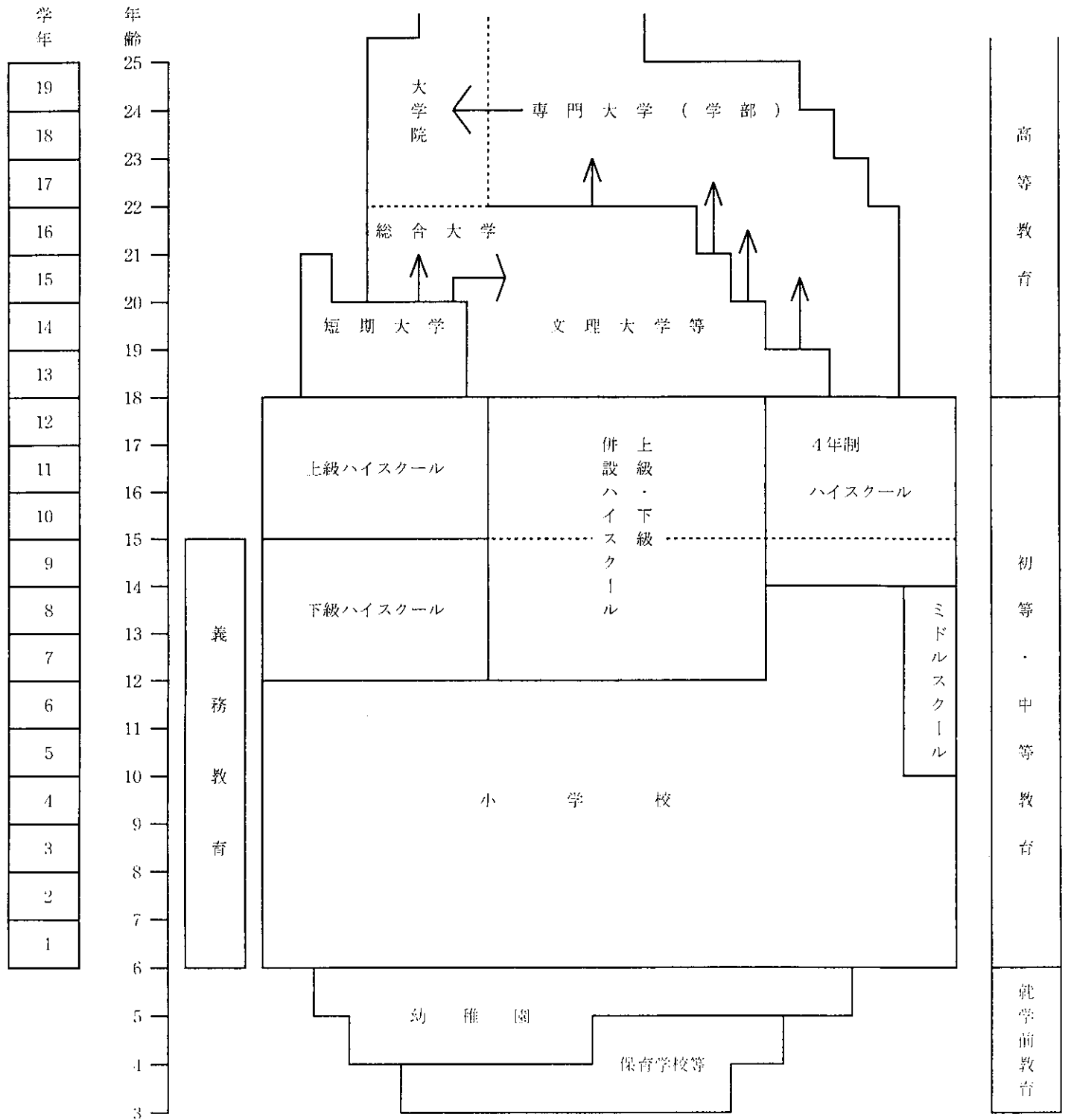
（2）高等教育改革

- ①高等教育進学機会拡大と奨学金の拡充…1993 年 9 月には、児童生徒のケアや環境保護活動など各種の地域活動に従事することで大学の授業料や既に貸与している奨学金の返還が免除される「ナショナル・サービス・プログラム」に関する法律が制定された。さらに、1997 年にクリントン大統領は、国民全てが「18 歳で大学進学を保障される」という目標を一般教書演説で掲げ、低所得層の子どもへの連邦奨学金の大幅

増額、親の減税措置等の施策を行い、現在の高等教育進学支援の路線を固めた。現ブッシュ政権も連邦奨学金制度の充実と家庭への減税措置を踏襲し、2001年6月には、連邦貸与奨学金の利払いに関する税控除を含めた大規模減税法が制定された。

- ②財政難への対処…高等教育においては、1990年代初頭の景気の停滞、州財政の逼迫などから州立大学を中心として困難な財政状況に陥り、学部・学科あるいは機関の統廃合などにより経営のスリム化が行われる一方、授業料の引き上げなどによる収入の確保が図られた。また、授業料の高騰に対処するために連邦政府による奨学金制度の拡充や減税措置の導入が行われた。

アメリカ合衆国の学校系統図



(義務教育年限は州によって異なる。また、学校制度は州あるいは学区によって異なる)